

教育職員免許法

別表第二の二（第五条関係）

免状の種類	第一欄		第二欄		第三欄	
	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	養育に係る教育に関する科目	教職に関する科目	養育に係る教育又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二條第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること		四	四	一八	二四
一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二條第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五條の三第四項の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二條第一項の規定により栄養士の免許を受けていること		四	一八		
二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二條第一項の規定により栄養士の免許を受けていること		二		二二	

備考
二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
三 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

備考	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。）						
四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）						

教育職員免許法施行規則

第十条の三 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。
第十条の四 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

教職に関する科目	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄		第五欄	第六欄
	教職の意義等に関する科目	教職の職務内容に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教育相談に関する科目	基礎的知識を含む科目	実践的知識を含む科目	栄養教養実習	教職実践
右に掲げる各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び職務内容に関する事項	教職の職務内容に関する事項	教育の基礎理論に関する事項	教育課程に関する事項	生徒指導及び教育相談に関する事項	教育相談に関する事項	基礎的知識を含む事項	実践的知識を含む事項	栄養教養実習	教職実践
最低修得単位数	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第十条の五 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が定めるこれに限る（又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする）。

（二種免許を有する者等の単位数）

第十条の六 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、これらの別表第一別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表第一別表第二又は別表第二の二に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六号、第七号、第九号、第十号、第十号の三及び第十号の四に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

第六十六條の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位数は、日本国憲法二単位、体育一単位、外国語二単位、三単位及び情報機器の操作二単位とする。

